

[被災中小企業等再建支援事業]

令和4年8月3日からの大雨による 被災店舗・設備の復旧に要する費用を支援します



令和4年8月3日からの大雨により被害を受けた中小企業者を対象に、被災した施設・設備の復旧に要する費用を補助します。

概要（補助事業の詳細について、必ず申請要領でご確認の上、申請をお願いします。）

補助対象者	令和4年8月3日からの大雨により、自己の事業用資産に損壊等の被害を受けた中小企業者 ※市町村が発行する被災証明・罹災証明等が必要です ※個人事業主の方も対象です
補助対象経費	①施設修繕費 ②設備修繕・購入費（被災設備の入替に伴う処分経費を含む） ③車両修繕・購入費（被災業務用車両の入替に伴う処分経費を含む） ※補助対象となる施設、設備、車両は、原則として、資産計上されているものに限り（固定資産台帳等により確認） ※既に着手済みの施設・設備等の復旧等経費についても、補助要件を満たす経費は、発災時に遡って補助対象とすることができます。
補助率	2 / 3
補助上限額	300万円 ※被災施設・設備等の滅失・毀損によって受け取る保険金・共済金がある場合は、補助金額から控除される場合があります。
申請受付期間	令和4年11月2日（水）～令和4年12月21日（水）
提出方法	①申請書の事前確認 申請書の提出にあたっては、必ず最寄りの商工会、商工会議所又は市町村に事前にご相談ください（ただし、村上市、胎内市、関川村以外の市町村に所在する事業者は、新潟県地域産業振興課に直接ご相談ください）。 ②申請書の提出 【郵送の場合】〒950-8570(住所記載不要) 新潟県地域産業振興課 宛て 【電子メールの場合】ngt050100@pref.niigata.lg.jp
申請書類の入手方法	新潟県ホームページからダウンロード ※10/31頃に掲載予定 https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/support.html ※受付開始（11/2）以降、村上市、胎内市、関川村に所在する事業者は、最寄りの商工会、商工会議所又は市村でも入手できます。



新潟県ホームページ

お問い合わせ

新潟県 地域産業振興課 小規模企業支援係
TEL : 025-280-5235

2022.10.25作成